

鳥取県公報

平成 27 年 12 月 24 日(木) 号外第117号

毎週火・金曜日発行

			目	次
\Diamond	条	例	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (58) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (59) (警察本部生活安全企画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を改正する条例 ・・・・・・・・・・・・・ 7) (") ・・・・・・・・10 施行条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・・・15 (") ・・・・・・・・19

──公布された条例のあらまし──

◇鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

島根原子力発電所の防災対策に取り組むための新たな基金を設置する。

- 2 条例の概要
 - (1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名称	設置目的
鳥取県原子力防災対策基金	島根原子力発電所に係る原子力防災対策の円滑な実施を図ること。

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

医師の県内への定着を図るため、医師養成確保奨学金の借受者の臨床研修先を県内病院に誘導できるよう、 当該奨学金の返還に係る債務の免除条件を改める。

- 2 条例の概要
 - (1) 債務の免除条件に係る指定病院等における常勤医師としての業務に従事した期間に、県内の病院が管理 を行う臨床研修を受けた期間(その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年 未満のときは1年とする。)を加える。
 - (2) その他所要の規定の整備を行う。
 - (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平確保を図るため、手数料の新設、額の変更その他所要の改正を行う。

- 2 条例の概要
 - (1) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正
 - ア 次のとおり新たに手数料を徴収する。
 - (ア) 行政不服審査法に基づく写し又は書面の交付 用紙1枚につき10円(複色の場合は、20円)
 - (イ) 食鳥処理衛生管理者養成施設の登録 1件につき150,000円
 - (ウ) 食鳥処理衛生管理者資格認定講習会の登録 1件につき90,000円
 - (エ) 地域限定特例通訳案内士の登録 1件につき4,000円
 - (オ) 地域限定特例通訳案内士の登録証の訂正 1件につき3,000円
 - (カ) 地域限定特例通訳案内士の登録証の再交付 1件につき3,000円
 - (キ) 農産物検査に係る登録検査機関の登録 1件につき150,000円
 - (ク) 農産物検査に係る登録検査機関の登録の更新 1件につき10,100円
 - (ケ) 農産物検査を行う農産物の種類の増加に係る変更の登録 1件につき30,000円 (コ) 農産物検査に係る登録区分の増加に係る変更の登録 1件につき150,000円
 - (サ) 家畜の牛ウイルス性下痢・粘膜病の検査 1件につき680円
 - イ 次のとおり手数料の額を引き上げる。
 - (ア) 介護支援専門員実務研修 1件につき42,000円 (現行 14,800円)
 - (イ) 介護支援専門員実務研修(再研修) 1件につき26,000円(現行 14,800円)
 - (ウ) 介護支援専門員(実務未経験者)に対する更新研修 1件につき26,000円(現行 14,800円)
 - (エ) 介護支援専門員(実務経験者)に対する初回の更新研修 1件につき50,000円(現行 21,000円)
 - (オ) 介護支援専門員 (実務経験者) に対する2回目以降の更新研修 1件につき18,000円 (現行

12,200円)

- (カ) 技能検定試験の実技試験 1件につき17,900円 (現行 16,500円) を超えない範囲内の額 ウ 次に掲げる手数料を廃止する。
- (ア) 雌牛の体内からの受精卵の採取
- (イ) 牛の受精卵の雌雄判別
- エ 調理師試験の実施に係る手数料(当該試験の実施に関する事務を厚生労働大臣の指定する者に行わせる 場合に限る。) については、当該試験の実施に関する事務を行う者の収入とする。
- (2) 鳥取県食品衛生条例の一部改正

次のとおり新たに手数料を徴収する。

- ア 食品衛生管理者養成施設の登録 1件につき150,000円
- イ 食品衛生管理者資格認定講習会の登録 1件につき90,000円
- (3) 鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部改正
 - ア次のとおり手数料の額を引き上げる。
 - (ア) 強度試験(曲げ試験、引張試験又は圧縮試験) 1試験片の場合3,360円(現行 1,090円)
 - (イ) 強度試験 (壁状構造物試験) 1 試験片の場合13,720円 (現行 10,030円)
 - (ウ) 実大強度試験(曲げ試験又は圧縮試験) 1試験片の場合8,140円(現行 4,280円)
 - (エ) 接着強度試験 1試験片の場合3,360円 (現行 1,090円)
 - イ 次に掲げる手数料を廃止する。
 - (ア) 実大強度試験(引張試験)
 - (イ) 環境試験 (燃焼試験)
 - (ウ) 物性試験
- (4) 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正
 - ア次のとおり使用料の額を引き下げる。
 - (ア) 魚体選別機(選別部) 使用重量1キログラムにつき2円(現行 3円)
 - (イ) 魚体選別機(フィッシュポンプ) 使用重量1キログラムにつき50銭(現行 3円)
 - イ 海水供給施設の利用に係る使用料の額を給水量1立方メートルにつき148円 (現行 137円) に引き上げ る。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、行政不服審査法の施行日とする(1)ア(ア)に関する事項を除き、平成28年4月1日とす る。
- ◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について
- 1 条例の改正理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され、特定遊興飲食店営業(深夜において 客に遊興をさせ、かつ、酒類を提供して飲食をさせる営業)を営むときは公安委員会の許可が必要とされたこ と等に伴い、当該許可を受けることができる地域を定める等所要の改正を行う。

- 2 条例の概要
 - (1) 特定遊興飲食店営業の規制
 - ア 許可をする地域は、鳥取市弥牛町周辺及び米子市朝日町周辺(風俗営業者が午前1時まで営業すること ができる地域と同じ。)とする。
 - イ 午前5時から午前6時までの営業は、禁止する。
 - ウ その他の規制については、風俗営業者と同様とする。
 - (2) 風俗環境保全協議会の設置
 - (1)のアに掲げる地域に、警察署長、風俗営業者、特定遊興飲食店営業者その他の関係者により構成され る風俗環境保全協議会を置く。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行日とす

◇鳥取県警察手数料条例の一部改正について

1 条例の改正理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され、特定遊興飲食店営業を営むときは公 安委員会の許可が必要とされたことに伴い、当該許可の事務について新たに手数料を徴収する。

2 条例の概要

(1) 特定遊興飲食店営業について次のとおり新たに手数料を徴収する。

区分	金額
営業許可	ア 3月以内の期限を限って営む営業に係るもの
	1 件につき14,000円
	イ その他の営業に係るもの 1件につき24,000
	円
許可証の再交付	1件につき1,100円
営業の相続に係る承認	1件につき8,600円
営業者たる法人の合併に係る承認	1件につき11,000円
営業者たる法人の分割に係る承認	1件につき11,000円
営業所の構造又は設備の変更の承認	1件につき9,900円
許可証の書換え	1 件につき1,400円
特例特定遊興飲食店営業者の認定	1件につき13,000円
認定証の再交付	1件につき1,100円
管理者講習の実施	1時間につき650円

- (2) その他所要の改正を行う。
- (3) 施行期日は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行日とす る。

◇鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止について

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律が改正され、電子署名に係る認証業務は地方公共団体 情報システム機構が行うとされたことに伴い、その業務に係る手数料について定める条例を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例は、廃止する。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成28年1月1日とする。
 - イ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について、所要の規定の整備を行う。

例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年12月24日

> 鳥取県知事 平 井 治

鳥取県条例第56号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後					改正前					
川表第1	(第2条、第	3条、第	第5条、第7章	条関係)	1,	別表第1	(第2条、第	3条、第	55条、第7章	条関係)
			運用益金の						運用益金の	
名称	設置目的	積立て	整理又は処	処分事由		名称	設置目的	積立て	整理又は処	処分事由
			理						理	
略		I.	•			略		I.		·
35 鳥取	地元産業	一般会	一般会計歳	当該基		35 鳥取	地元産業	一般会	一般会計歳	当該基
県未来	界の協力を	計歳入	入歳出予算	金の設置		県未来	界の協力を	計歳入	入歳出予算	金の設置
人材育	得て、大学	歳出予	に計上して	目的を達		人材育	得て、大学	歳出予	に計上して	目的を達
成基金	生等の県内	算に定	当該基金に	成するた		成基金	生等の県内	算に定	当該基金に	成するた
	への就業を	める額	積立て	めに必要			への就業を	める額	積立て	めに必要
	支援し、県			な経費の			支援し、県			な経費の
	内産業を担			財源に充			内産業を担			財源に充
	う人材の育			てると			う人材の育			てると
	成及び確保			き。			成及び確保			き。
	を図るこ						を図るこ			
	と。						と。			
36 鳥取	島根原子	一般会	(1) 一般	当該基	1					
県原子	力発電所に	計歳入	会計歳入	金の設置	1					
力防災	係る原子力	歳出予	歳出予算	目的を達	1					
対策基	防災対策の	算に定	に計上し	成するた	1					
金	円滑な実施	める額	て、当該	めに必要	1					
	を図るこ		基金の設	な経費の	1					
	と。		置目的を	財源に充	1					
			達成する	てると	1					
			ために必	き。	1					
			要な経費		1					
			の財源に		1					
			充当		1					
			(2) (1)							
			のほか、							
			一般会計							
			歳入歳出							
			予算に計							

平成27年12月24日	木曜日	鳥	取	県	公	報		号外第	117号
	上して基 金に積立 て								

附則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年12月24日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第57号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受 知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受 けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲 げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右 欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務 欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務 を免除することができる。

免除の 貸付金の種類 免除の条件 範囲 医 県内における 1 大学を卒業した日 師医師の確保を図 の属する年度の翌年 養るため、大学 度の初日から起算し 成(学校法人自治 て2年(災害、疾病 確医科大学を除 その他やむを得ない 保く。以下この項 理由により知事が必 奨において同 要と認めたときは、 学 じ。) において 知事がその都度定め 金 医学を専攻する る期間) 以内に医師 者で、将来県内 免許を取得し、医師 の知事が指定す 免許取得後直ちに医 る病院(知事が 師法 (昭和23年法律 特に指定する病 第201号) 第16条の2 院にあっては、 第1項に規定する臨 知事が指定する 床研修(以下単に 診療科(以下 「臨床研修」とい 「特定診療科」 う。)を受け、当該 という。) に限 臨床研修を修了した 日から猶予期間が経 る。) 又は県内 過するまでに、免除 の地方公共団体 が設置する診療 条件期間以上、指定 所(以下「指定 病院等において常勤 病院等」とい 医師(当該指定病院 う。) において 等において定める医 師の勤務時間の全て 医師の業務に従 事しようとする を勤務し、かつ、1

週間当たり32時間以

ものに対して貸

を免除することができる。

	貸付金の種類	免除の条件	免除の 範囲
ŀ	略		
医	県内における	1 大学を卒業した日	略
師	医師の確保を図	の属する年度の翌年	
養	るため、大学	度の初日から起算し	
成	(学校法人自治	て2年(災害、疾病	
確	医科大学を除	その他やむを得ない	
保	く。以下この項	理由により知事が必	
奨	において同	要と認めたときは、	
学	じ。) において	知事がその都度定め	
金	医学を専攻する	る期間) 以内に医師	
	者で、将来県内	免許を取得し、医師	
	の知事が指定す	免許取得後直ちに医	
	る病院(知事が	師法(昭和23年法律	
	特に指定する病	第201号)第16条の 2	
	院にあっては、	第1項に規定する臨	
	知事が指定する	床研修(以下単に	
	診療科(以下	「臨床研修」とい	
	「特定診療科」	う。)を受け、当該	
	という。)に限	臨床研修を修了した	
	る。)又は県内	日から猶予期間が経	
	の地方公共団体	過するまでに、指定	
	が設置する診療	病院等において常勤	
	所(以下「指定	医師(当該指定病院	
	病院等」とい	等において定める医	
	う。) において		
		を勤務し、かつ、1	
	事しようとする	週間当たり32時間以	
	ものに対して貸	上勤務する医師をい	

し付ける資金 上勤務する医師をい し付ける資金 う。以下同じ。) と しての業務に免除条 う。以下同じ。)と 件期間以上従事した しての業務に従事し たとき。 とき。 略 略 略 略 県内における 1 鳥取大学、岡山大 臨 県内における 1 鳥取大学、岡山大 学又は山口大学を卒 学又は山口大学を卒 時医師の確保を図 時医師の確保を図 特るため、鳥取大 特るため、鳥取大 業した日の属する年 業した日の属する年 例学、国立大学法 度の翌年度の初日か 例学、国立大学法 度の翌年度の初日か ら起算して2年(災 ら起算して2年(災 医 人岡山大学(以 医 人岡山大学(以 師「岡山大学」 害、疾病その他やむ 師「岡山大学」 害、疾病その他やむ 確 という。) 又は を得ない理由により 確 という。) 又は を得ない理由により 保国立大学法人山 知事が必要と認めた 保 国立大学法人山 知事が必要と認めた ときは、知事がその 対口大学(以下 ときは、知事がその 対口大学(以下 策「山口大学」と 都度定める期間)以 策「山口大学」と 都度定める期間) 以 奨 いう。) におい 内に医師免許を取得 奨 いう。) におい 内に医師免許を取得 学 て医学を専攻す 学 て医学を専攻す した後、直ちに県内 した後、直ちに県内 金 る者 (地域の医 金る者(地域の医 の病院が管理を行う の病院において臨床 師確保に早急に 師確保に早急に 臨床研修を受け、当 研修を受け、当該研 対応するために 該臨床研修を修了し 対応するために 修を修了した日から 臨時特例的に認 た日から起算して臨 臨時特例的に認 起算して臨時特例医 められる入学枠 時特例医師確保対策 められる入学枠 師確保対策奨学金 により入学した 奨学金(以下この項 (以下この項におい により入学した 者に限る。) において「奨学金」 者に限る。) て「奨学金」とい で、将来指定病 という。) の貸与を で、将来指定病 う。) の貸与を受け 院等において医 受けた期間の1.5倍に 院等において医 た期間の1.5倍に相当 する期間 (災害、疾 師の業務に従事 相当する期間(災 師の業務に従事 病その他やむを得な しようとするも 害、疾病その他やむ しようとするも い理由により知事が のに対して貸し を得ない理由により のに対して貸し 必要と認めたとき 付ける資金 知事が必要と認めた 付ける資金 ときは、知事がその は、知事がその都度 都度定める期間) 内 定める期間)内に、 に、指定病院等にお 指定病院等において いて常勤医師として 常勤医師としての業 の業務に奨学金の貸 務に奨学金の貸与を 与を受けた期間に相 受けた期間に相当す 当する期間以上通算 る期間以上通算して して従事したとき。 従事したとき。 略 略 略 略 略 略 備考 備考 略 1 略 1

- 2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1 号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間を
 - (1) 鳥取大学に地域枠推薦入学により入学し た者(以下この項及び次項において「地域枠 入学者」という。) にあっては、医師養成確 保奨学金(以下この項から第4項までにおい て「奨学金」という。) の貸与を受けた期間 の1.5倍に相当する期間

 $(2)\sim(4)$ 略

3 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1 号に規定する免除条件期間とは、次に掲げる期 間をいう。

(1) • (2) 略

4 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1 号の規定による常勤医師としての業務に従事し た期間の計算については、知事が特に指定する 病院の特定診療科において常勤医師としての業 務に従事する期間は3年を上限とし、県内の病 院が管理を行う臨床研修を受けた期間があると きはその期間(その期間が2年を超えるときは 2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未 満のときは1年とする。)を加えるものとす る。

<u>5</u> 略

- 2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1 号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間を
 - (1) 鳥取大学に地域枠推薦入学により入学し た者(以下この項及び次項において「地域枠 入学者」という。) にあっては、医師養成確 保奨学金(以下この項及び次項において「奨 学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5 倍に相当する期間

 $(2)\sim(4)$ 略

3 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1 号に規定する免除条件期間とは、次に掲げる期 間をいう。ただし、知事が特に指定する病院の 特定診療科において業務に従事する期間につい ては、3年を上限とする。

(1)・(2) 略

4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から 適用する。

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸

鳥取県条例第58号

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(手数料の徴収)

他の行為により当該事務をすることを求める者か ら、当該各号の事務に応じて別に定める期限まで に、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) • (2) 略

(2の2) 行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第38条第1項(他の法令において準用する場合を 含む。) の規定に基づく写し又は書面の交付 用 紙1枚につき次に定める額。この場合において、 用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として 計算する。

- ア 白黒の場合 10円
- イ 複色の場合 20円
- (2の3) 行政不服審査法第81条第3項において準 用する同法第78条第1項の規定に基づく写し又は 書面の交付 用紙1枚につき次に定める額。この 場合において、用紙の両面を使用するときは、片 面を1枚として計算する。
 - ア 白黒の場合 10円
 - イ 複色の場合 20円
- (3)~(11) 略

(11の2) 介護保険法第69条の2第1項の規定に基 づく介護支援専門員実務研修の実施 1件につき 42,000円

(11の3) 介護保険法第69条の7第2項の規定に基 づく介護支援専門員実務研修の実施 1件につき 26,000円

(11の4) 介護保険法第69条の8第2項本文の規定 に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 実務未経験者に対する更新研修 1件につき 26,000円

イ 実務経験者に対する更新研修

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その 他の行為により当該事務をすることを求める者か ら、当該各号の事務に応じて別に定める期限まで に、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) • (2) 略

(3)~(11) 略

(11の2) 介護保険法第69条の2第1項又は第69条 の7第2項の規定に基づく介護支援専門員実務研 修の実施 1件につき14,800円

(11の3) 介護保険法第69条の8第2項本文の規定 に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 実務未経験者に対する更新研修 1件につき 14,800円

イ 実務経験者に対する更新研修

(ア) 初回の更新に係るもの 1件につき 50,000円

(イ) 2回目以降の更新に係るもの 1件につ き18,000円

(12)~(108) 略

(108の2) 食鳥検査法第12条第5項第3号の規定 <u>に基づく養成施設の登録</u> 1件につき150,000円 (108の3) 食鳥検査法第12条第5項第4号の規定 に基づく講習会の登録 1件につき90,000円

(109)~(191) 略

- (192) 構造改革特別区域法(平成14年法律第189 号) 第19条の2第8項において準用する通訳案内 士法 (昭和24年法律第210号) 第18条の規定に基 づく地域限定特例通訳案内士の登録 1件につき 4,000円
- (193) 構造改革特別区域法第19条の2第8項にお いて準用する通訳案内士法第23条第2項の規定に 基づく地域限定特例通訳案内士登録証の訂正 1 件につき3,000円
- (193の2) 構造改革特別区域法第19条の2第8項 において準用する通訳案内士法第24条の規定に基 づく地域限定特例通訳案内士登録証の再交付 1 件につき3,000円

 $(194) \sim (199)$ 略

(200) 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令 第258号) 第3条第1号の規定に基づく技能検定 試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに 定める額

ア 実技試験 1件につき17,900円を超えない範 囲内で知事が別に定める額

イ略

(201)~(206) 略

(206の2) 農産物検査法施行令(平成7年政令第 357号) 第5条第1項本文の規定により処理する こととされている農産物検査法(昭和26年法律第 144号) 第17条第2項の規定に基づく地域登録検 査機関の登録 1件につき150,000円

(206の3) 農産物検査法施行令第5条第1項本文 の規定により処理することとされている農産物検 査法第18条第3項において準用する同法第17条第 2項の規定に基づく地域登録検査機関の登録の更

- (ア) 初回の更新に係るもの((イ)に掲げるも <u>のを除く。)</u> 1件につき<u>21,000円</u>
 - (イ) 初回の更新に係るもの(介護保険法第69 条の8第2項ただし書の規定により知事が指 定した研修の課程を修了した者に対するもの に限る。) 1件につき12,200円
 - (ウ) 2回目以降の更新に係るもの 1件につ き12,200円

(12)~(108) 略

(109)~(191) 略

(192)及び(193) 削除

(194)~(199) 略

(200) 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令 第258号) 第3条第1号の規定に基づく技能検定 試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに 定める額

ア 実技試験 1件につき16,500円を超えない範 囲内で知事が別に定める額

イ略

(201)~(206) 略

新 1件につき10,100円

- (206の4) 農産物検査法施行令第5条第1項本文 の規定により処理することとされている農産物検 査法第19条第3項において準用する同法第17条第 2項の規定に基づく地域登録検査機関の変更登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 農産物検査法第17条第4項第3号に掲げる事 項の変更 1件につき30,000円
 - イ 農産物検査法第17条第4項第4号に掲げる事 項の変更 1件につき150,000円

(207)~(221) 略

(222)及び(223) 削除

- (224) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) 第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、 監視伝染病の発生を予防するために行うもの 次 に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア~キ 略
 - ク 牛ウイルス性下痢・粘膜病 1件につき680 円

(225)~(328) 略

- 定める者に納めなければならない。この場合におい ては、当該手数料は、その者の収入とする。
 - $(1)\sim(3)$ 略
 - (4) 介護保険法第69条の33第1項の規定により知 事の指定する者に介護支援専門員実務研修及び更 新研修の実施に関する事務を行わせる場合におけ る前項第11号の2から第11号の4までの手数料 介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関 する事務を行う者
 - (5) 略
 - (5の2) 調理師法第3条の2第2項の規定により 厚生労働大臣の指定する者に調理師試験の実施に 関する事務を行わせる場合における前項第75号の 手数料 調理師試験の実施に関する事務を行う者

(6)~(17) 略

(207)~(221) 略

- (222) 雌牛の体内からの受精卵の採取 1件につ き43,900円
- (223) 牛の受精卵の雌雄判別 1個につき21,200 円(2個以上の受精卵の雌雄判別を行う場合に あっては、2個目以降は1個につき5,500円)
- (224) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) 第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、 監視伝染病の発生を予防するために行うもの 次 に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア~キ 略

(225) \sim (328) 略

- 2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に|2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に 定める者に納めなければならない。この場合におい ては、当該手数料は、その者の収入とする。
 - $(1)\sim(3)$ 略
 - (4) 介護保険法第69条の33第1項の規定により知 事の指定する者に介護支援専門員実務研修及び更 新研修の実施に関する事務を行わせる場合におけ る前項第11号の2及び第11号の3の手数料 介護 支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する 事務を行う者
 - (5) 略

(6)~(17) 略

(鳥取県食品衛生条例の一部改正)

第2条 鳥取県食品衛生条例(平成12年鳥取県条例第17号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

に定める額の手数料を徴収する。

(手数料の徴収)

(1) 略

(2) 法第48条第6項第3号の規定に基づく養成施 設の登録 1件につき150,000円

(3) 法第48条第6項第4号の規定に基づく講習会 <u>の登録</u> 1件につき90,000円

(4) 略

<u>(5)</u> 略

(手数料の徴収)

第6条 次の各号に掲げる事務については、当該各号 第6条 次の各号に掲げる事務については、当該各号 に定める額の手数料を徴収する。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部改正)

第3条 鳥取県林業試験場手数料等徴収条例(平成8年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改正前					
別表(第3条関係) 1 試験手数料			另		第3条関係) 试験手数料					
区分	जे	金額 (1件)		区分				金額(1件)		
(1) 強度試験	ア曲げ試験、	2,430円に1試		(1)	強度試験	ア	曲げ試験、	1,090円		
	引張試験又は	験片につき930					引張試験又は			
	圧縮試験	円を加算した金					圧縮試験			
		額								
	イ 壁状構造物	3,120円に1試				1	壁状構造物	10,030円		
	試験	験片につき10,600					試験			
		円を加算した金								
		<u>額</u>								
(2) 実大強度	曲げ試験又は圧	4,880円に1試		(2)	実大強度	<u>ウ</u>	曲げ試験又	<u>4,280円</u>		
試験	縮試験	験片につき3,260		試馬	皊		は圧縮試験			
		円を加算した金								
		<u>額</u>								
						エ	引張試験	10,030円		
(3) 接着強度試	験	2,430円に1試		(3)	接着強度詞	弌験		1,090円		
		験片につき930								
		円を加算した金								
		<u>額</u>								
(4) 環境試験	含水率試験	3,760円に1試		(4)	環境試験	ア	燃焼試験	1,080円		
		験片につき400				イ	含水率試験	4, 160円		
		円を加算した金						1試験片増すご		
		額						とに400円を加		
								算する。		
				(5)	物性試験	ア	衝撃試験	1,070円		
						イ	磨耗試験	940円		

<u>(5)</u> その他の試験	略	<u>(6)</u> その他の試験	略
2・3 略		2 • 3 略	

(鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
9, 4, 12						LX .	II. FII		
別表(第	2条の2、第39条	(関係)		另	表(第	2条の2、第39第	(関係)		
	ロ ハ	使用料			F- ()		使用料		
	区分	単位金額				区分	単位	金額	
略					略				
魚体選	選別部	使用重量1キログ	2円		魚体選別	引機	使用重量1キログ	3円	
別機		ラムにつき					ラムにつき		
	フィッシュポン	使用重量1キログ	50銭						
	プ	ラムにつき							
略					略				
海水供	海水を市場内で	給水量1立方メー	148円		海水供	海水を市場内で	給水量1立方メー	137円	
給施設	使用する場合	トルにつき			給施設	使用する場合	トルにつき		
	略					略			
略				略					
備考				備考					
1~	6 略			1~6 略					
7 1	使用重量に1キロ	1グラム未満の端数2	があると	7 魚体選別機の利用には、フィッシュポンプを					
き	は、1キログラ、	ムとして計算するも	らのとす	併せて利用する場合及びフィッシュポンプのみ					
る。					<u>を利用する場合を含み、</u> 使用重量に1キログラ				
					て計算するものとする。				
8~1	10 略				8~10 略				

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第2号の 次に2号を加える改正規定は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸

鳥取県条例第59号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年鳥取県条例第30号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(風俗営業の営業時間の特例)

第4条 風俗営業者(法第2条第1項第4号の営業の第4条 法第13条第1項の習俗的行事その他の特別な うちぱちんこ屋その他風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319 号。以下「政令」という。) 第8条に規定する営業 を営む者を除く。)は、次の各号に掲げる日の区分 に応じそれぞれ当該各号に定める地域内に限り、午 前零時から午前1時までその営業を営むことができ る。

- (1) 略
- (2) 地域の習俗等からみて特別の事情のある日と して公安委員会規則で定める日 当該公安委員会 規則で定める地域
- 2 接待飲食等営業、法第2条第1項第4号の営業の うちまあじやん屋及び同項第5号の営業を営む風俗 営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる地域 内に限り、午前零時から午前1時までその営業を営 むことができる。
 - (1)・(2) 略

(風俗営業の営業時間の制限)

第4条の2 法第2条第1項第4号の営業のうちぱち んこ屋その他政令第8条に規定する営業を営む風俗 営業者は、法第13条第1項本文の規定によるほか、 午前6時後午前9時までの時間及び午後11時から翌 日の午前零時前の時間においては、その営業を営ん ではならない。

(風俗営業の営業時間の特例)

事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲 げる日とし、当該事情のある地域として条例で定め る地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

(1) 略

- (2) 地域の習俗等からみて特別の事情のある日と して公安委員会規則で定める日 当該公安委員会 規則で定める地域並びに接待飲食等営業、法第2 条第1項第7号のまあじやん屋及び同項第8号の 営業につき第3項各号に掲げる地域
- 2 法第13条第1項の条例で定める時は、午前1時と する。
- 3 法第13条第1項の午前1時まで風俗営業を営むこ とが許容される特別な事情のある地域として条例で 定める地域は、接待飲食等営業、法第2条第1項第 7号のまあじやん屋及び同項第8号の営業につき次 に掲げる地域とする。
 - (1) (2) 略

(風俗営業の営業時間の制限)

第4条の2 法第2条第1項第7号の営業(ぱちんこ 屋及び回胴式遊技機、アレンジボール遊技機又はじ やん球遊技機を設置して客に遊技をさせる営業で、 当該遊技の結果に応じ賞品を提供して営むものに限 る。) を営む風俗営業者は、法第13条第1項の規定 によるほか、鳥取県の区域において、日出時から午 前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前0時 (当該翌日につき、前条第1項各号に掲げる日に該 当する場合にあっては、当該各号に定める地域につ (風俗営業等に係る騒音及び振動の規制)

第5条 法第15条(法第31条の23及び第32条第2項に 第5条 法第15条(法第32条第2項において準用する おいて準用する場合を含む。) の条例で定める騒音 に係る数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、 欄に定めるとおりとする。

地域	数值					
	午前8時から	<u>午後6時</u> から	午後10時から			
	午後6時前	午後10時 <u>前</u>	翌日の午前8			
			時 <u>前</u>			
略						

て準用する場合を含む。) の条例で定める振動に係 る数値は、55デシベルとする。

(風俗営業者の行為の制限)

第6条 略

2 法第2条第1項第4号の営業のうちばちんこ屋そ 2 法第2条第1項第7号の営業(ばちんこ屋その他 の他政令第15条に規定する営業を営む風俗営業者 は、前項の規定によるほか、次に掲げる行為をして はならない。

(1)・(2) 略

(3) 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心を そそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの 行為をさせること。

(4)・(5) 略

- を営む風俗営業者は、第1項の規定によるほか、次 に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心を そそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの 行為をさせること。
- (2) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営 業すること。
- (3) 客の遊技に参加すること。
- 4 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者 4 第2項第3号及び第4号の規定は、法第2条第1 は、第1項の規定によるほか、次に掲げる行為をし てはならない。
 - (1) 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心を そそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの 行為をさせること。

いては、午前1時)までの時間においては、その営 業を営んではならない。

(風俗営業等に係る騒音及び振動の規制)

場合を含む。) の条例で定める騒音に係る数値は、 次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲 同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同 げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定めるとお りとする。

地域	数值						
	午前8時から	<u>日没時</u> から午	午後10時から				
	日没時まで	後10時 <u>まで</u>	翌日の午前8				
			時 <u>まで</u>				
略							

2 法第15条(法第31条の23及び第32条第2項におい 2 法第15条(法第32条第2項において準用する場合 を含む。)の条例で定める振動に係る数値は、55デ シベルとする。

(風俗営業者の行為の制限)

第6条 略

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 施行令(昭和59年政令第319号)第11条に規定する 営業に限る。)を営む風俗営業者は、前項の規定に よるほか、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1)・(2) 略
- (3) 営業所でと博類似行為その他著しく射幸心を そそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの 行為をさせること。

(4)・(5) 略

3 法第2条第1項第4号の営業のうちまあじやん屋 3 法第2条第1項第7号のまあじやん屋を営む風俗 営業者は、第1項の規定によるほか、客の遊技に参 加してはならない。

> 項第7号のまあじやん屋又は同項第8号の営業を営 む風俗営業者について準用する。

(2) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営 業すること。

(ゲームセンター等への年少者の立入りの制限)

第7条 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業 第7条 法第22条第5号の条例で定める年齢は、16歳 者は、法第22条第1項第5号の規定によるほか、午 後6時から午後10時前の時間においては、16歳未満 の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。

(性風俗関連特殊営業の広告制限地域) 第12条 略

(特定遊興飲食店営業の規制)

- 第13条 法第31条の23において準用する法第4条第2 項第2号の条例で定める地域は、第4条第2項に掲 げる地域とする。ただし、次に掲げる区域を除く。
 - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条 第1項に規定する児童福祉施設(以下「児童福祉 施設」という。) のうち、助産施設、乳児院、母 子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施 設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施 設から50メートル以内の区域
 - (2) 医療法第1条の5第1項に規定する病院(以 下「病院」という。)から60メートル以内の区域
 - (3) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所の うち患者を入院させるための施設を有するもの (以下「診療所」という。)から50メートル以内 の区域
- 2 特定遊興飲食店営業者は、午前5時から午前6時 までの時間においては、その営業を営んではならな
- 3 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる行為をして はならない。
 - (1) 営業所でみだらな行為その他善良の風俗を害 する行為をし、又は客にこれらの行為をさせるこ
 - (2) 営業所(旅館業法第3条第1項の許可を受け て営む営業の施設であるものを除く。) 又はその 付帯施設で客を就寝させ、又は宿泊させること。
 - (3) 客の求めない飲食物を提供すること。
 - (4) 営業中において、営業所の出入口に施錠をす ること、
 - (5) 営業所又はその付帯施設で店舗型性風俗特殊 営業を営むこと。

(ゲームセンター等に年少者を立ち入らせてはならな いこととなる時等)

とし、同号の規定により当該年齢に満たない者につ いて日没時を定める。

(性風俗関連特殊営業の広告制限地域) 第12条 略

- (6) 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心を そそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの 行為をさせること。
- (7) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営 業すること。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

に掲げる地域においては、午前零時から<u>午前6時</u>ま での時間にこれを営んではならない。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第15条 法第38条の4第1項の特に良好な風俗環境の 保全を図る必要があるものとして条例で定める地域 は、第4条第2項に掲げる地域とする。

別表第1(第3条関係)

法第2条第1項第1号から	第4号 略
までの営業	
法第2条第1項第5号の営	業略

備考

1 • 2 略

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第14条 酒類提供飲食店営業は、第3条第1項第1号 第13条 酒類提供飲食店営業は、第3条第1項第1号 に掲げる地域においては、午前零時から日出時まで の時間にこれを営んではならない。

別表第1(第3条関係)

法第2条第1項第1号から <u>第7号</u>	略
までの営業	
法第2条第1項第8号の営業	略

備考

- 1 2 略
- 3 この表において「児童福祉施設」とは、児童 福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条第1項 <u>に規定する児童福祉施</u>設をいう。
- 4 この表において「病院」とは、医療法第1条 の5第1項に規定する病院をいい、「診療所」 とは、同条第2項に規定する診療所のうち患者 を入院させるための施設を有するものをいう。

附則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45 号) の施行の日から施行する。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年12月24日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第60号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例(平成12年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(手数料の徴収)

- 他の行為により当該事務をすることを求める者か ら、当該各号に定める額の手数料を徴収する。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す る法律(昭和23年法律第122号。以下「風営適正 化法」という。) 第3条第1項の規定に基づく風 俗営業の許可(次号に掲げる許可を除く。) 次 に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同時 に複数の風俗営業について許可を受けようとする 場合の2件目以後の許可については、それぞれに 定める額から8,600円を減じた額)
 - ア ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第 319号) 第8条に規定する営業(以下「ぱちん こ屋等」という。) に係るもの(営業所に設置 する遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定 を受けた遊技機以外の遊技機(以下「未認定遊 技機」という。) がない場合に限る。)

(ア)・(イ) 略

イ・ウ 略

 $(2)\sim(9)$ 略

(10) 風営適正化法第20条第2項の規定に基づく遊 技機の認定 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分 に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(同時に 同一の型式に属する複数の遊技機について認定を 受けようとする場合の2台目以後の遊技機の認定 については、それぞれ同表の右欄に定める額か ら、1に掲げる遊技機にあっては2,200円を、2 に掲げる遊技機にあっては4,300円を、3に掲げ る遊技機にあっては8,000円を減じた額)

区分	金額
1・2 略	略
3 1又は2に掲げる	
遊技機以外の遊技機	

(手数料の徴収)

- 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その 他の行為により当該事務をすることを求める者か ら、当該各号に定める額の手数料を徴収する。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す る法律(昭和23年法律第122号。以下「風営適正 化法」という。)第3条第1項の規定に基づく風 俗営業の許可(次号に掲げる許可を除く。) 次 に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同時 に複数の風俗営業について許可を受けようとする 場合の2件目以後の許可については、それぞれに 定める額から8,600円を減じた額)
 - ア ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第 319号) 第7条に規定する営業(以下「ぱちん こ屋等」という。) に係るもの(営業所に設置 する遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定 を受けた遊技機以外の遊技機(以下「未認定遊 技機」という。)がない場合に限る。)

(ア)・(イ) 略

イ・ウ 略

 $(2)\sim(9)$ 略

(10) 風営適正化法第20条第2項の規定に基づく遊 技機の認定 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分 に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(同時に 同一の型式に属する複数の遊技機について認定を 受けようとする場合の2台目以後の遊技機の認定 については、それぞれ同表の右欄に定める額か ら、1に掲げる遊技機にあっては2.200円を、2 に掲げる遊技機にあっては4,300円を、3に掲げ る遊技機にあっては8,000円を減じた額)

区分	金額
1 • 2 略	略
3 1又は2に掲げる	
遊技機以外の遊技機	

(1) ぱちんこ遊技 機 ア 入賞を容易に するための装置 であって風俗営 業等の規制及び 業務の適正化等 に関する法律施 行令<u>第14条</u>の表 1の項の国家公 安委員会規則で 定めるもの(以 下「特定装置」 という。) が設 けられているも の(当該特定装 置を連続して作 動させることが できるものに限 る。) (ア)・(イ) 略 イ・ウ 略

(11)~(15の4) 略

 $(2)\sim(5)$ 略

(15の5) 風営適正化法第31条の22の規定に基づく 特定遊興飲食店営業の許可(次号に掲げる許可を 除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定 める額(同時に複数の特定遊興飲食店営業につい て許可を受けようとする場合の2件目以後の許可 については、それぞれに定める額から8,000円を 減じた額)

- ア 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき14,000円
- <u>イ</u> その他の営業に係るもの 1件につき24,000 円
- (15の6) 風営適正化法第31条の23において準用す る風営適正化法第4条第3項の規定が適用される 営業所に係る風営適正化法第31条の22の規定に基 づく特定遊興飲食店営業の許可 前号に定める額 に6,800円を加算した額
- (15の7) 風営適正化法第31条の23において準用す る風営適正化法第5条第4項の規定に基づく許可 証の再交付 1件につき1,100円
- (15の8) 風営適正化法第31条の23において準用す る風営適正化法第7条第1項の規定に基づく特定

(1) ぱちんこ遊技 機

ア 入賞を容易に するための装置 であって風俗営 業等の規制及び 業務の適正化等 に関する法律施 行令第10条の2 の表1の項の国 家公安委員会規 則で定めるもの (以下「特定装 置」という。) が設けられてい るもの(当該特 定装置を連続し て作動させるこ とができるもの に限る。) (ア)・(イ) 略 イ・ウ 略 $(2)\sim(5)$ 略

(11)~(15の4) 略

遊興飲食店営業の相続の承認 1件につき8,600 円(同時に複数の特定遊興飲食店営業について承 認を受けようとする場合の2件目以後の承認につ いては、3,800円)

- (15の9) 風営適正化法第31条の23において準用す る風営適正化法第7条の2第1項の規定に基づく 法人の合併の承認 1件につき11,000円 (同時に 複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けよ うとする場合の2件目以後の承認については、 3,300円)
- (15の10) 風営適正化法第31条の23において準用す る風営適正化法第7条の3第1項の規定に基づく 法人の分割の承認 1件につき11,000円 (同時に 複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けよ うとする場合の2件目以後の承認については、 3,300円)
- (15の11) 風営適正化法第31条の23において準用す る風営適正化法第9条第1項の規定に基づく営業 所の構造又は設備の変更の承認 1件につき9,900 円
- (15の12) 風営適正化法第31条の23において準用す る風営適正化法第9条第4項の規定に基づく許可 <u>証の書換え</u> 1件につき1,400円
- (15の13) 風営適正化法第31条の23において準用す る風営適正化法第10条の2第1項の規定に基づく 特例特定遊興飲食店営業者の認定 1件につき 13,000円 (同時に複数の特例特定遊興飲食店営業 について認定を受けようとする場合の2件目以後 の認定については、10,000円)
- (15の14) 風営適正化法第31条の23において準用す る風営適正化法第10条の2第5項の規定に基づく 認定証の再交付 1件につき1,100円
- (15の15) 風営適正化法第31条の23において準用す る風営適正化法第24条第6項の規定に基づく管理 者講習の実施 1時間につき650円

(16) \sim (70) 略

2 略

(16) \sim (70) 略

2 略

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45 号) 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条第1項第1号及び第10号の改正規 定は、同法の施行の日から施行する。

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例をここに公布する。 平成27年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第61号

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例 鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成15年鳥取県条例第71号)は、廃止 する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正す ス

<u> వ.</u>				
改正後改正前		改正前		
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)			
事務	市町村等		事務	市町村等
1 児童手当法(昭和46年法律第73号)	各市町村		1 児童手当法(昭和46年法律第73号)	各市町村
に基づく事務のうち、次に掲げるもの			に基づく事務のうち、次に掲げるもの	
(1) 第17条第1項の規定により読み			(1) 第17条第1項の規定により読み	
替えて適用される第7条第1項の規			替えて適用される第7条第1項の規	
定による児童手当の受給資格及び児			定による児童手当の受給資格及び児	
童手当の額の認定(市町村立学校職			童手当の額の認定(市町村立学校職	
員給与負担法(昭和23年法律第135			員給与負担法(昭和23年法律第135	
号) 第1条に規定する職員に係るも			号) 第1条に規定する職員に係るも	
のに限る。(2)において同じ。)			のに限る。(2)において同じ。)	
(2) 第17条第2項において準用する			(2) 第17条第2項において準用する	
第7条第3項の規定による児童手当			第7条第3項の規定による児童手当	
の受給資格及び児童手当の額の認定			の受給資格及び児童手当の額の認定	
			1の2 鳥取県電子署名に係る地方公共	各市町村
			団体の認証業務に関する法律施行条例	
			(平成15年鳥取県条例第71号) に基づ	
			く事務のうち、次に掲げるもの	
			(1) 第2条第1項の規定による発行	
			手数料の徴収	
			(2) 第2条第2項の規定による発行	
			手数料の指定認証機関への納付	
1の2 略	略		<u>1の3</u> 略	略
<u>1の3</u> 略	略		<u>1の4</u> 略	略
略			略	
		1		

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第2条第1項

の規定により徴収した発行手数料であって、同日においてまだ指定認証機関に納付されていないものについて は、前項の規定による改正前の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定は、なおその 効力を有する。